

法人会ニュース


 福岡中部法人会
ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 働く人 人権啓発研修会のご案内
- ◆ 第6支部 「100人の集い」のご案内
- ◆ 第10支部 「交流出会いパーティ」のご案内
- ◆ 改正税法説明会のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容
7	30	(木)	職員研修会 15:00～17:00 於: 県連 会議室

●支部の行事

月	日	曜	内容
7	8	(水)	第6支部 納涼会 18:30～20:30 於: 六本松 ごえん
7	10	(金)	第10支部 交流出会いパーティのご案内 18:30～20:30 於: 高宮庭園 茶寮
7	1	(水)	租税教室 (第8支部) 10:35～11:20 於: 警固小学校
7	2	(木)	租税教室 (第13支部) 9:45～11:30 於: 三宅小学校
7	3	(金)	租税教室 (第13支部) 9:30～12:05 於: 横手小学校
7	6	(月)	租税教室 (第7支部) 10:20～11:05 於: 春吉小学校
7	8	(水)	租税教室 (第3支部) 9:40～10:25 於: 舞鶴小学校
7	9	(木)	租税教室 (第12支部) 10:15～11:00 於: 長丘小学校
7	10	(金)	租税教室 (第13支部) 13:25～14:10 於: 弥永西小学校
7	13	(月)	租税教室 (第13支部) 13:45～14:30 於: 老司小学校
7	15	(水)	租税教室 (第13支部) 9:30～11:15 於: 東花畑小学校
7	16	(木)	租税教室 (第13支部) 13:40～14:25 於: 野多目小学校

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
7	9	(木)	役員会 17:00～18:00 於: 事務局 会議室
7	24	(金)	カップリングパーティ 19:00～21:00 於: 月のしずく

●女性部会の行事

月	日	曜	内容
7	17	(金)	役員会 11:00～12:00 於: 事務局 会議室

●受賞おめでとうございます●

令和8年 春の叙勲 藍 綬 褒 章 後藤 昭 文 氏 (株式会社G-office)
 令和8年 春の叙勲 旭 日 小 綬 章 黒 木 篤 氏 (株式会社黒木工務店)

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に係る令和8年度改正について

税 理 士 堤 一 博

現行の法人税制では、少額減価償却資産の損金算入制度については、以下の3つの規定があります。

(1)少額の減価償却資産の取得価額の損金算入（法人税法施行令第133条）、(2)一括償却資産の損金算入（法人税法施行令第133条の2）及び(3)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5第1項）の3つです。

上記事項の内(3)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について令和8年度税制改正されました。

今号では(1)～(3)制度の概要を説明したうえで、改正された(3)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の改正点を説明します。

(1) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入（法人税法施行令第133条）

内国法人が取得した（国外リース資産及びリース資産を除く）減価償却資産が次のいずれかに該当するものは、その事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

- ① その使用可能期間が1年未満のもの
- ② その取得価額が10万円未満のもの

(2) 一括償却資産の損金算入（法人税法施行令第133条の2）

内国法人が取得した当該対象資産（貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供したものを除く）減価償却資産で取得価額が20万円未満であるものを事業の用に供した場合において、その全部又は特定の一部を一括したもの（「一括償却資産」といいます。）の取得価額の合計額を、原則として事業の用に供した事業年度を含めて3年間で損金経理することにより損金の額に算入することができます。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 （租税特別措置法第67条の5第1項）

青色申告書を提出するもののうち中小企業者等（常時使用する従業員の数が一定数を超える場合適用されません。）に該当するものが、取得した貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供したものを除く減価償却資産の取得価額が30万円未満であるもの（「少額減価償却資産」といいます。）を事業の用に供した場合において、一定の要件のもとに、その取得価

額に相当する金額を損金経理により損金の額に算入することが出来ます。

ただし、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円（事業年度が 1 年に満たない場合には 300 万円を 12 で除し、これにその事業年度の月数を掛けた金額となり、暦に従って計算し、1 か月に満たない端数が生じたときは、これを 1 か月とします。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの少額減価償却資産の合計額が限度となります。

さて、令和 8 年度税制改正により上述「(3)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の変更点を説明します。

1. 対象資産の上限金額の引上げ（租税特別措置法第 67 条の 5 第 1 項）

対象となる少額減価償却資産の取得価額の上限が「30 万円未満」から「40 万円未満」に引き上げられました。

ただし、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価格の合計額が 300 万円までの限度額となることは変更ありません。

2. 適用期限の延長（租税特別措置法第 67 条の 5 第 1 項）

旧法では、「平成 18 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間」とされていたものが、「平成 18 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間」に適用期限が 3 年間延長されました。

3. 対象法人の従業員数要件の厳格化（租税特別措置法施行令第 39 条の 28 第 1 項第 1 号）

「事務負担に配慮する必要があるもの」として政令で規定されていた「常時使用する従業員の数」が「500 人以下」から「400 人以下」に引き下げられ、従来、対象となっていた従業員数が 401 人から 500 人の法人には、この特例の適用はできなくなりました。

4. 適用時期（所得税法等の一部を改正する法律 法律第 12 号 附則第 1 条）

今回の改正は令和 8 年 4 月 1 日から施行となりました。少額減価償却資産の取得日が同日以後のものについては取得価格が 40 万円未満の基準の適用があります。

なお、令和 8 年 3 月 31 日までに取得したものについては、旧基準の 30 万円未満が適用されるので、十分ご注意ください。

このため、3 月決算法人については、今年の確定申告では 30 万円未満基準のみで判定すればよいこととなりますが、4 月 1 日以後に終了する法人にあつては同一事業年度に新旧の基準が混在することとなります。

また、実務的には、①取得価額には付随費用が含まれること、②消費税の経理方式が税込・税抜によって判定金額が変わること、③取得価額の判定に当たってはセット購入した場合など「通常 1 単位として取引されるもの」（法人税基本通達 7-1-11）に該当しないかなどを検討することも必要です。



法人会版

健康経営

健康経営で
100%企業は
強くなる

法人会版「経営経営」について
詳しくはこちらの二次元コードから ▶



法人会は「健康経営[®]」に取り組んでいます。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2026	7					
	8	27(木)	15:00～16:30	本部	改正税法説明会 (チラシは 7月号に封入)	福岡ガーデンパレス
	9	11(金)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会 (チラシは 8月号に封入予定)	福岡ガーデンパレス

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)